



■問い合わせ先 ■ 環境課 ☎(32)8898

あなたの犬猫がご近所から好かれるために

誰もが犬猫を好きとは限りません。ルールを守らない犬猫の飼い方は誰もが不快に感じます。周囲の人から理解が得られるよう、飼い主は責任と自覚をもって犬猫を飼うようにしましょう。

ふん・尿の処理は飼い主の責任です

散歩中は、ふん・尿を片付ける道具（ふんを拾うスコップ、尿を流す水入りペットボトルなど）を携帯し、必ず処理してください。特に公園付近では、小さな子どもが誤って踏んでしまうケースが多発しています。

放し飼いはやめましょう

犬を放し飼いにすると、ふん・尿をまき散らす、人にかみつく、物を壊してしまうという危険があり、周囲の迷惑となります。必ずリードを着けましょう。

猫の放し飼いや、犬同様周囲の迷惑となります。猫は十分なエサがあって、安全でストレスが発散できれば、空間をうまく使えるため広い場所は必要としません。室内で飼うことで、家出や迷子、交通事故、病気の感染、鳴き声やふん・尿による近所トラブルも防止できます。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金について

住宅用太陽光発電システムを設置した方に、費用の一部を補助します。ただし、予算の範囲内の交付となりますので、補助金の合計額が予算額に達したときは申請の受付を中止させていただきます。なお、今年度より太陽光システム設置後の申請となります。システムの電力受給開始日から起算して90日以内が申請受付期間となりますので、ご注意ください。詳細は環境課までお問い合わせ、もしくは市ホームページをご確認ください。

■対象システム

- 対象は、以下の要件をすべて満たすものです。
- ①住宅の屋根等への設置に適したものであり、かつ低圧配電線と逆遡流有りで連携しているもの。
 - ②太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW未満のものであること。
 - ③未使用品であるもの（中古品は対象外）。

■対象者

補助金の交付を受けることができる方は、以下の要件をすべて満たす方です。

- ①市内に居住している方。
- ②電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅等（店舗、事務所等との兼用は可とする）にシステムを設置した方、または建売住宅供給者等から市内にシステム付住宅を購入した方。
※住居部分の電力に使用するために、納屋や車庫に設置することは可とする。
- ③設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けている方。
- ④市税の滞納がない方。

■問い合わせ先

環境課 ☎(32)8898